

第195号(令和7年4月4日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

**[告示]**

△ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【財政局固定資産税課】	3
△ 一般廃棄物処理実施計画【資源循環局政策調整課】	4
△ 宅地造成等工事規制区域【建築局宅地審査課】	5
△ 指定納付受託者の指定【政策経営局財源確保推進課】	6
△ 令和7年度横浜市一般会計予算ほか23件の要領公表【財政局財政課】	8
△ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長【財政局固定資産税課】	9
△ 市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売払代金収納事務の委託【市民局市民情報課】	11
△ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	12
△ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	13
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	14
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	15
△ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	16
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【みどり環境局環境科学研究所】	18
△ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	19
△ 指定納付受託者の指定【資源循環局業務課】	20
△ 同 【資源循環局業務課】	21
△ 同 【資源循環局業務課】	22
△ 同 【資源循環局施設課】	23
△ 地図売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	24
△ 港湾使用料(岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設(事務所)、港湾施設用地・ふ頭用地)徴収事務の委託【港湾局経理課】	25
△ 入港料徴収事務の委託【港湾局経理課】	27
△ 港湾施設使用料の徴収事務の委託【港湾局客船事業推進課】	28
△ 指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【中区地域振興課】	29
△ 横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	30
△ 横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】	31

**[公告]**

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	32
△ 地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成【みどり環境局地籍調査課】	34
△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	35
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	36
△ 横浜市環境配慮指針の改定【みどり環境局環境影響評価課】	37
△ 横浜市環境影響評価技術指針の改定【みどり環境局環境影響評価課】	38
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	39
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	40

△ 横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	41
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	42
△ 同【建築局調整区域課】	43
△ 同【建築局調整区域課】	44
△ 同【建築局調整区域課】	45
△ 同【建築局調整区域課】	46
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	47
△ 同【建築局市街地建築課】	48
△ 同【建築局調整区域課】	49
△ 同【建築局調整区域課】	50
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	51
△ 市街地再開発組合の設立に係る事業計画の縦覧【都市整備局都心再生課】	52
<b>【区公告】</b>	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【泉区総務課】	53
△ 同【戸塚区総務課】	54
<b>【消防局】</b>	
△ 消防法に基づく措置命令【中消防署総務・予防課】	55
△ 同【中消防署総務・予防課】	56
△ 同【西消防署総務・予防課】	57
△ 職員の懲戒処分【人事課】	58
<b>【水道局】</b>	
△ 職員の分限処分【人事課】	59
<b>【交通局】</b>	
△ 横浜市交通局係設置規程の一部を改正する規程【人事課】	60
△ 横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	61
△ 横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程【人事課】	62
△ 横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	64
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【高速鉄道本部営業課】	65
<b>【医療局病院経営本部】</b>	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	67
△ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	73
△ 横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	74
<b>【人事委員会】</b>	
△ 企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	75
<b>【市会】</b>	
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第1日）【議事課】	76
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第2日）【議事課】	77
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第3日）【議事課】	81
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第4日）【議事課】	85
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第5日）【議事課】	87
△ 令和7年第1回市会定例会会議事項（第6日）【議事課】	88

---

告 示

---

横浜市告示第 111 号（令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済）

固定資産税に係る固定資産の価格等の登録

令和 7 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した。

令和 7 年 4 月 1 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市告示第112号（令和7年4月1日掲示済）

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を別冊のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和7年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市告示第113号（令和7年4月1日揭示済）

宅地造成等工事規制区域

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域を次のとおり定める。

令和7年4月1日

横浜市長 山中竹春

- 1 区域 横浜市全域
- 2 指定年月日 令和7年4月1日

横浜市告示第 114 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 7 年 4 月 4 日

横浜市長 山中 竹 春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
株式会社 JR 東日本ネットステーション	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 27 番 11 号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

		の 寄 附 金	
株式会社 JALUX	東京都港区 港南一丁目 2番70号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
アマゾンジャ パン合同会社	東京都目黒 区下目黒1 丁目8番1 号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
株式会社シフ トセブンコン サルティンク	福岡県福岡 市中央区赤 坂1丁目16 番5号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
スルガカード 株式会社	東京都中央 区日本橋室 町一丁目7 番1号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
GMO ペイメン トゲートウェ イ株式会社	東京都渋谷 区道玄坂一 丁目2番3 号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
株式会社 DG フ ィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷 区恵比寿南 三丁目5番 7号	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで
株式会社 DMC aizu	福島県耶麻 郡猪苗代町 字葉山7,105 番地	インターネ ットを利用 して納付す る横浜市へ の寄附金	令和7年4 月1日から 令和8年3 月31日まで

横浜市告示第 115 号

令和7年度横浜市一般会計予算ほか23件の要領公表

令和7年3月25日の市議会において議決を得た令和7年度横浜市  
一般会計予算ほか23件の要領を、別冊のとおり公表する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春



横浜市告示第 116 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長

令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次に掲げる地域に住所等を有する者については、固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧（令和7年3月横浜市告示第68号）の縦覧期間にかかわらず、次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

1 指定地域

石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町

2 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

3 縦覧期間

令和7年4月1日から別途告示で定める期日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

5 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課

瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課
--------	----------------

横浜市告示第117号

市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売  
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市政刊行物・グッズ販売コーナーにおける刊行物等の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで

横浜市告示第 118 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	小規模保育事業A型
施設名称	グロウアップモンテッソーリ子どもの家（戸塚園）
設置者	特定非営利活動法人こもれば福祉の会
所在地	戸塚区戸塚町 4,812 番地

横浜市告示第 119 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認  
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	令和7年3月31日
確認辞退年月日	令和7年3月31日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	大澤保育室
設置者	大澤利子
所在地	緑区新治町 725 番地の 6

横浜市告示第120号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
株式会社清光社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
中区山下町1番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入  
横浜市久保山斎場の墓地使用許可証書換等手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日  
令和7年4月1日

横浜市告示第121号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 東急イー ライフデ ザイン	グランクレ ール青葉台 二丁目ケア レジデンス	青葉区青葉 台二丁目30 番2号	令和7年4 月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

横浜市告示第122号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
ウイトリッヒの森	戸塚区俣野町2番の1、2番の2、6番から8番まで、17番及び18番	令和6年4月1日から
名瀬・上矢部市民の森	戸塚区名瀬町623番及び625番の2	令和6年4月1日から
深谷市民の森	戸塚区深谷町674番の1及び674番の4	令和6年4月1日から
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町1,141番の2及び1,141番の3	令和6年4月1日から
まさかりが淵市民の森	戸塚区汲沢町316番の2から316番の4まで、317番の1、317番の2、319番の1、330番の1、332番、334番及び340番の4 戸塚区深谷町671番の156、686番の20及び687番	令和6年4月1日から
古橋市民の森	泉区和泉が丘三丁目2,725番、2,730番から2,732番まで及び2,733番の1から2,733番の3まで	令和6年4月1日から
中田宮ノ台市民の森	泉区中田北三丁目3,386番の1及び3,386番の3	令和6年4月1日から
瀬谷市民の森	瀬谷区東野92番、93番及び97番 瀬谷区東野台28番の3、31番の2、35番の1、35番の2、43番の1及び43番の2 瀬谷区瀬谷町5,202番の1、5,202番の4から5,202番の7まで、5,443番から5,446番まで、5,448番、5,449番、5,451番、5,454番の1、5,455番の1、5,459番の1、	令和6年4月1日から



5,459 番 の 3 、 5,464 番 、 5,473 番 、 5,477 番 、 5,481 番 の 1 、 5,481 番 の 2 、 5,483 番 、 5,485 番 、 5,488 番 、 5,489 番 の 1 、 5,490 番 の 1 、 5,498 番 、 5,503 番 から 5,508 番 まで 、 5,510 番 、 5,514 番 、 5,536 番 、 5,537 番 、 5,556 番 、 5,590 番 、 5,596 番 の 1 及 び 5,596 番 の 3
---

横浜市告示第 123 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日	収納事務の委託をした日
株式会社 A Q U A	西区みなと みらい二丁 目 2 番 1 号	「よこはまのいきものハンドブック」の売払代金に係る刊行物販売収入	令和7年4 月 1 日	令和7年4 月 1 日

横浜市告示第124号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ファミリー マート 代表取締役 細見研介	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦	東京都千代田区二番町8番地の8	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本明裕	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田礼信	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第125号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和7年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
キャッシュレス決済による粗大ごみ処理手数料納付
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第126号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称  
大和ハウスフィナンシャル株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
大阪府大阪府中央区北浜東4番33号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和7年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
キャッシュレス決済による粗大ごみ処理手数料納付
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第127号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称  
株式会社ジェーシービー
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
東京都港区南青山5丁目1番22号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和7年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第128号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称  
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
東京都江東区豊洲二丁目2番31号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和7年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入  
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

横浜市告示第 129 号

地図売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、地図売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社中央ジオマ チックス横浜営業所 所長 荻野典幸	中区太田町2丁目 22番地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで



横浜市告示第130号

港湾使用料（岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設（事務所）、港湾施設用地・ふ頭用地）徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、港湾使用料（岸壁（大黒ふ頭の岸壁（大黒ふ頭C-3号岸壁を除く。）、出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、山内ふ頭岸壁、みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁（引き船の使用に係るものに限る。）、山下ふ頭の岸壁、本牧ふ頭の岸壁、本牧ふ頭新建材の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、引き船係留施設に限る。）、物揚場（末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、出田町ふ頭の物揚場、瑞穂ふ頭物揚場、みなとみらい中央物揚場、山下ふ頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。）、荷さばき地（大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭A号荷さばき地、山下ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材A号荷さばき地、金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。）、在来貨物ターミナル用地、上屋（大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所（大黒ふ頭T-3号上屋、同T-3号上屋事務所、T-4号上屋、T-4号上屋事務所を除く。）、出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。）、山内ふ頭上屋及び同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所（航空貨物ターミナル及び同事務所、山下ふ頭11号上屋事務所を除く。）、本牧ふ頭の上屋及び同上屋事務所（本牧ふ頭D突堤CFS-1（コンテナ上屋）及び同付属事務所並びに同CFS-2（コンテナ上屋）及び同付属事務所、本牧ターミナルオフィスセンターを除く。）に限る。）、港湾厚生施設（小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭2号物揚場休憩所、港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設及び同C突堤3・4号上屋付属シャワー施設並びに同C突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設、南本牧ふ頭休憩施設に限る。）、その他施設（事務所）（大黒ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭A突堤事務所、本牧ふ頭A突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係留さん橋事務所に限る。）、港湾施設用地・ふ頭用地（鶴見地区I、大黒ふ頭I、出田町ふ頭I、瑞穂ふ頭I、山内ふ頭I、みなとみらい中央地区I、山下ふ頭I、本牧ふ頭I、南本牧ふ頭I、金沢木材ふ頭Iに限る。))に係る徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 植松久尚	中区山下町2番 地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第131号

入港料徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、横浜港に入港した船舶に係る入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 植松久尚	中区山下町2番地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第132号

港湾施設使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
新港ふ頭客船ターミナル株式会社	西区みなとみらい二丁目3番5号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 133 号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、横浜市開港記念会館100周年記念誌『「ジャックの塔」100年物語』売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	委託した収納事務に係る歳入	地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日	収納事務の委託をした日
ソーシャルアカデミックマネジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社	中区太田町2丁目23番地	横浜市開港記念会館100周年記念誌『「ジャックの塔」100年物語』売払代金	令和6年12月28日	令和7年4月4日

横浜市告示第134号

横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、横浜市国際学生会館使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市国際交流協会 理事長 小野崎 信之	西区みなとみらい一 丁目1番1号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 135 号

横浜市学校給食費の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、横浜市学校給食費の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 角 田 典 彦	東京都文京区本郷3丁目33番5号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

公 告

横浜市公告第 190 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい  
中区桜木町1丁目1番地の7

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社  
代表取締役 大山 一也  
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社俄 代表取締役 青木 敏和 京都市中京区富小路 通三条上る福長町105 番地 ほか44者	株式会社俄 代表取締役 青木 一世 京都市中京区富小路 通三条上る福長町105 番地 ほか44者

(4) 変更の年月日

令和6年6月18日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和7年3月17日



3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第191号

地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成

金沢区谷津町、釜利谷東二丁目の各一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地の所在・地番  
金沢区谷津町 269番の1
- 2 筆界案を確認することができる場所  
横浜市みどり環境局総務部地籍調査課
- 3 筆界案を確認することができる者  
上記1に記載の土地の所有者、利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者  
横浜市
- 5 公告期間  
令和7年4月9日（水）から  
令和7年4月28日（月）まで 20日間  
筆界案の確認は期間中、9時から12時及び13時から17時まで行うこととする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。  
なお、筆界案について意見がある上記3の者は、公告期間内に横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。  
公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。

横浜市公告第192号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
神奈川県恵比須町8番の5
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第193号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質  
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例  
第58号）第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害  
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする  
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地  
磯子区新森町1番の1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

横浜市公告 194 号

横浜市環境配慮指針の改定

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第6条第2項の規定に基づき、令和7年4月4日横浜市環境配慮指針を改定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第195号

横浜市環境影響評価技術指針の改定

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第7条第3項の規定に基づき、令和7年4月4日横浜市環境影響評価技術指針を改定した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第196号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 2月11日	00985	有限会社ハ マダ管工	(新) 濱 田 龍 太	川崎市宮前区 南野川3丁目 30番28号
			(旧) 濱 田 満	

横浜市公告第197号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30368	株式会社杉田設備	相模原市中央区陽光台5丁目2番18号	令和7年3月31日
00051	豊正工業株式会社	西区浜松町12番29号	令和7年3月31日



横浜市公告第198号

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画変更に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設都市高速鉄道事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

1 施行者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業  
第7号相鉄・東急直通線

3 事業施行期間

平成25年1月7日から令和8年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

神奈川区羽沢町字長谷及び字天屋地内並びに港北区綱島東一丁目並びに箕輪町一丁目、箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目並びに日吉本町一丁目地内

(2) 使用の部分

神奈川区羽沢町字長谷、字聖天、字天屋及び字大道並びに三枚町字上天屋、字向原、字向天屋、字天屋、字矢崎、字帷子坂、字八反町及び字西ノ脇並びに菅田町字川向、字根廻及び字富士下地内並びに港北区鳥山町字砂田及び字向判下並びに岸根町字砂田並びに新横浜一丁目、新横浜二丁目及び新横浜三丁目並びに大豆戸町字道念前、字堤根、字塚田及び字下土浮並びに菊名七丁目並びに大倉山一丁目及び大倉山三丁目並びに大曾根一丁目並びに樽町二丁目並びに綱島東一丁目、綱島東二丁目及び綱島東四丁目並びに綱島西六丁目並びに箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目地内

5 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第199号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年5月21日第2024開1401号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市北原町3丁目2番22号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役 松林重行
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
瀬谷区二ツ橋町543番の5及び543番の42から543番の46まで

横浜市公告第200号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年9月27日第2024開1111号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川区鶴屋町1丁目7番地の12  
株式会社ハウズプラン  
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港北区日吉本町二丁目 1,966番の1、1,966番の2、1,966番の3の一部、1,966番の4、1,966番の7の一部、1,967番の2、1,967番の3、1,975番の1、1,975番の2、1,976番の1から1,976番の3まで、1,976番の5及び1,976番の6

横浜市公告第201号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年10月10日第2024開1308号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
戸塚区戸塚町157番地  
大洋建設株式会社  
代表取締役 黒田 憲一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
戸塚区原宿四丁目121番の2、121番の16及び121番の17

横浜市公告第202号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年10月23日第2024開1207号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都武蔵野市境2丁目2番2号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 築地重彦
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
緑区いぶき野22番の3及び22番の55から22番の66まで

横浜市公告第203号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和6年10月25日第2024開603号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
港南区港南台七丁目9番31号  
内田 智恵子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
港南区港南台一丁目 3,469番の5並びに日野中央三丁目 3,470番の2の一部

横浜市公告第204号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第2024・12・5号
- 2 指定年月日  
令和7年3月21日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
16.61 m
- 5 指定の場所  
緑区長津田七丁目 2,820 番の2
- 6 申請者の氏名  
株式会社飯田産業  
代表取締役 築地重彦

横浜市公告第205号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第2024・17・3号
- 2 指定年月日  
令和7年3月24日
- 3 道路の幅員  
4.00 m ないし 5.455 m
- 4 道路の延長  
45.26 m
- 5 指定の場所  
青葉区奈良町2,865番の4、2,865番の5の各一部ほか
- 6 申請者の氏名  
株式会社経隆  
代表取締役 山本 経国



横浜市公告第206号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第2024・13・6号
- 2 指定年月日  
令和7年3月25日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
15.56 m
- 5 指定の場所  
戸塚区戸塚町 4,527 番の11、 4,527 番の14、 4,527 番の20、 4,562 番の16 及び 4,562 番の19
- 6 申請者の氏名  
弥生建設株式会社  
代表取締役 土屋 啓 一

横浜市公告第207号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第2024・16・4号
- 2 指定年月日  
令和7年3月21日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
37.18 m
- 5 指定の場所  
泉区和泉中央南四丁目 3,046番の2及び 3,047番の3
- 6 申請者の氏名  
弥生建設株式会社  
代表取締役 土屋啓一

横浜市公告第208号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止する道路の指定番号  
第62・6・7号
- 2 廃止年月日  
令和7年3月17日
- 3 廃止する道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止する道路の延長  
100.50 m
- 5 廃止の場所  
港南区芹が谷一丁目 1,269 番の3地先から 1,270 番の114地先  
まで

横浜市公告第209号

市街地再開発組合の設立に係る事業計画の縦覧

中区蓬莱町1丁目、真砂町3丁目、万代町1丁目、港町2丁目及び港町3丁目の各一部を施行地区とする都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項に規定する市街地再開発組合の設立についての認可申請があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、次のとおりその事業計画を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業に係るのある土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者は、この事業計画について意見があるときは、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、横浜市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和7年4月4日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和7年4月7日から令和7年4月21日まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
- 2 縦覧場所  
中区本町6丁目50番の10  
横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課
- 3 縦覧時間  
午前8時45分から午後5時15分まで

---

区 公 告

---

泉区公告第24号（令和7年3月19日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年3月19日

横浜市泉区長 山 口 賢

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 05 浜 横浜	令和6年11月18日

戸塚区公告第61号（令和7年3月26日掲示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和7年3月26日

横浜市戸塚区長 近藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 浜 41 — 00 横浜	令和6年11月18日

---

消防局

---

中消防署公告第5号（令和7年3月24日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に違反しているので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

令和7年3月24日

横浜市中消防署長 田邊 栄久

- 1 防火対象物の所在地  
中区相生町2丁目32番地
- 2 防火対象物の名称  
フジビル
- 3 命令を受けた者の氏名  
徳原 康典
- 4 措置事項
  - (1) 令和7年9月30日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
  - (2) 令和7年9月30日までに、3階に避難器具を設置すること。
- 5 命令年月日  
令和7年3月24日

中消防署公告第6号（令和7年3月24日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に違反しているので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の措置を講ずることを命じた。

令和7年3月24日

横浜市中消防署長 田邊 栄久

- 1 防火対象物の所在地  
中区相生町2丁目32番地
- 2 防火対象物の名称  
フジビル
- 3 命令を受けた者の氏名  
徳原 繁生
- 4 措置事項
  - (1) 令和7年9月30日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
  - (2) 令和7年9月30日までに、3階に避難器具を設置すること。
- 5 命令年月日  
令和7年3月24日



西消防署公告第5号（令和7年3月26日揭示済）

消防法に基づく措置命令

次の防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の規定に違反しているので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

令和7年3月26日

横浜市西消防署長 和 知 治

- 1 防火対象物の所在地  
西区浅間町5丁目388番地の10
- 2 防火対象物の名称  
ケンモチビル
- 3 命令を受けた者の氏名  
高野 つる代
- 4 措置事項  
令和7年6月26日までに、防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 5 命令年月日  
令和7年3月26日

消防局公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和7年3月21日懲戒処分に付した

。

令和7年4月4日

横浜市消防局長 佐々木 功 喜

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
南消防署	消防吏員	鈴木 照 幸	戒告

---

水道局

---

水道局公告第2号

職員の分限処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を令和7年3月28日分限処分に付した。

令和7年4月4日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡 秀一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
水道局給水サービス部洋光台水道事務所	技術職員	廿日出 春 菜	免職

---

交通局

---

横浜市交通局係設置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第6号（令和7年3月27日揭示済）

横浜市交通局係設置規程の一部を改正する規程

横浜市交通局係設置規程（昭和44年5月交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中

「 (1) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る安全管理（工事の安全管理を除く）及びコスト管理の総括に関すること。」  
を

「 (1) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る執行調整及び中長期の計画に関すること。」

に、

「 (7) 局の所管工事に係る安全管理に関すること。」  
を

「 (7) 局の所管工事に係る安全管理に関すること。  
(8) 技術管理部及び工務部の所管業務に係る安全管理（工事の安全管理を除く）に関すること。」

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第7号（令和7年3月27日掲示済）

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員の給与に関する規程（平成27年3月交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項を次のように改める。

2 手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（ただし、第3号に該当する職員を除く。） 28,000 円

(2) 40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（ただし、第1号又は第3号に該当する職員を除く。） 19,600 円

(3) 企業職員給料表（（一）及び（四）を除く）の適用を受ける運輸職員（バス乗務員及びバス整備員に限る。）のうち、採用日から勤続5年に達する日以後の最初の3月31日までの間があり、神奈川県全域、東京23区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都狛江市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都多摩市、東京都稲城市又は東京都西東京市に居住する職員 50,000 円（ただし、家賃の月額が50,000 円に満たないときは、家賃の月額に相当する額とし、30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員のその額が28,000 円に満たないときは、28,000 円とし、30歳に達した日以降の最初の4月1日から40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員のその額が19,600 円に満たないときは、19,600 円とする。）

(4) 企業職員給料表（（一）を除く）の適用を受ける職員（ただし、第1号、第2号又は第3号に該当する職員を除く。）のうち、採用日から勤続10年に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員 19,600 円

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄 一

交通局規程第8号（令和7年3月27日揭示済）

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年7月交通局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「仕業点検」を「始業点検」に、「始業点呼」を「仕業点呼」に改め、同条第2項中「始業点呼」を「仕業点呼」に改める。

第36条第3号中「2日」を「連続する2日」に改める。

第45条第1項第1号を次のように改める。

(1) 病気休暇職員（地公法第22条に定める条件付採用期間中の者を除く。ただし、管理者が特に認めた場合にはこの限りでない。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合同項第7号中「人事委員会規則」を「横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年人事委員会規則第4号。以下、「休暇規則」という。）」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 子の看護等休暇 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（子に準ずる者として次に掲げる者を含む。以下この号及び第15号において同じ。）を養育する職員が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして休暇規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして休暇規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち休暇規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア 配偶者等の子

イ その他職員との間において事実上子と同様の関係にあると別に定める者

第45条第2項を次のように改める。

## 2 削除

第45条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同項第10号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第72条第1項を次のように改める。

第72条 職員の健康診断については、交通局安全衛生規程（昭和30年3月交通局達第27号）の定めるところによる。

第73条第2項中「命ずることができる。」の次に「その結果、特に必要がある場合は、就業を一定期間制限し、又は職場を配置換えすることがある。」を加える。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月27日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄 一

交通局規程第9号（令和7年3月27日掲示済）

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程（令和5年3月交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「交通局企業給料表（二）」を「給与規程第3条の規定による企業職員給料表（二）又は企業職員給料表（三）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の横浜市交通局企業職員初任給調整手当に関する規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。



交通局告示第5号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定した。

令和7年4月4日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村 庄一

指定公金取扱者の名称	指定公金取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入	指定公金取扱者の指定日	収納事務の委託日
横浜高速鉄道株式会社	中区元町1丁目1番地	連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入	令和7年4月1日	平成15年9月1日
株式会社シーライ	金沢区幸目1番地1	連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入	令和7年4月1日	平成20年3月11日
京浜急行株式会社	西区高島1丁目8番	1 連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入 2 高速鉄道・乗合自 動車共通1日乗車券 の発売に係る収入	令和7年4月1日	令和6年2月14日
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目28番12号	連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入	令和7年4月1日	平成30年3月12日
相模鉄道株式会社	西区北幸2丁目14番	1 連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入 2 高速鉄道・乗合自 動車共通1日乗車券 の発売に係る収入	令和7年4月1日	令和7年1月27日
東急電鉄株式会社	東京都神泉町8番16号	連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入	令和7年4月1日	令和5年3月8日
東京地下鉄株式会社	東京都台東区野3丁目19番6号	連絡運輸定期乗車券の発売に係る収入	令和7年4月1日	令和5年3月8日

東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	連絡運輸定期乗車券の 発売に係る収入	令和7年 4月1日	令和5年 3月8日
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目2番2号	連絡運輸定期乗車券の 発売に係る収入	令和7年 4月1日	平成28年 3月30日

---

医療局病院経営本部

---

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第7号（令和7年3月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程（平成17年3月病院経営局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「19,600円」の次に「(30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、28,000円)」を加える。  
別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 医療局病院経営本部医療職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	260,300	372,500	406,300	430,200	561,700
	2	262,500	376,200	409,000	432,400	564,200
	3	264,700	379,900	411,600	434,700	566,700
	4	266,900	383,400	414,200	437,200	569,100
	5	269,200	386,900	416,700	439,300	571,400
	6	271,400	390,700	419,100	441,700	573,700
	7	273,900	394,300	421,300	443,900	575,800
	8	276,100	398,000	423,600	446,200	577,900
	9	278,200	401,800	425,700	448,700	579,900
	10	280,800	405,000	428,000	451,100	581,800
	11	283,500	408,200	430,300	453,300	583,900
	12	286,000	411,400	432,500	455,700	585,800
	13	288,700	414,200	434,500	458,100	587,600
	14	291,600	416,400	436,700	460,300	589,500
	15	294,500	418,600	438,900	462,400	591,300
	16	297,400	420,800	441,100	464,800	593,100
	17	300,300	422,600	443,200	467,000	594,800
	18	302,800	424,700	445,300	469,200	596,400
	19	305,300	426,700	447,500	471,500	597,900
	20	307,500	428,900	449,700	473,700	599,500
	21	309,600	430,400	451,900	476,000	600,900
	22	312,500	432,500	454,000	478,300	602,000
	23	315,100	434,700	456,300	480,500	603,200
	24	318,000	436,600	458,500	482,700	604,300
	25	320,900	438,700	460,400	484,800	605,500
	26	323,600	440,000	462,600	486,900	606,700
	27	326,700	441,800	464,700	489,300	607,800
	28	329,500	443,500	466,900	491,500	609,000
	29	332,100	445,300	468,900	493,500	610,100
	30	334,700	446,900	471,100	495,700	611,300
	31	337,400	448,400	473,300	497,800	612,400
	32	340,000	450,200	475,500	500,300	613,600
	33	342,900	451,900	477,800	502,300	614,800
	34	345,000	453,800	479,800	504,500	615,900
	35	347,500	455,600	481,700	506,900	617,100
	36	349,900	457,500	483,500	509,100	618,200
	37	352,400	459,300	485,500	511,200	619,400
	38	354,700	461,100	487,700	513,100	620,500
	39	356,900	462,800	490,100	515,100	621,700
	40	359,000	464,700	492,300	517,100	622,900
	41	361,000	466,600	494,200	519,300	624,000
	42	363,100	468,100	496,400	521,100	625,100
	43	365,200	469,700	498,500	523,000	626,400
	44	367,100	471,200	500,600	525,000	627,500
	45	368,900	472,500	502,600	527,000	628,600
	46	370,900	473,900	504,200	528,900	629,600
	47	372,900	475,100	505,600	530,700	630,900
	48	374,900	476,500	507,200	532,600	632,100
	49	377,000	477,700	508,600	534,200	633,100
	50	378,800	479,100	510,000	535,600	634,400
	51	380,700	480,400	511,600	537,300	635,600
	52	382,400	481,700	513,000	538,700	636,600
	53	384,200	483,000	514,500	540,200	637,900
	54	386,000	483,500	515,400	541,600	639,000
	55	387,700	483,800	516,200	542,800	640,100
	56	389,500	484,200	516,900	544,100	641,400
	57	391,400	484,800	517,600	545,200	642,400
	58	392,000		518,400	546,100	
	59	392,800		519,300	547,100	
	60	393,600		520,000	548,000	

	61	394,300		520,800	548,900	
	62	394,700		521,500	549,600	
	63	395,200		522,300	550,200	
	64	395,700		523,100	550,900	
	65	396,000		523,900	551,600	
	66	396,800		524,700	552,200	
	67	397,800		525,500	552,900	
	68	398,500		526,300	553,600	
	69	399,400		526,900	554,200	
	70	400,100		527,700	554,900	
	71	400,400		528,600	555,500	
	72	401,000		529,400	556,200	
	73	401,200		530,200	556,800	
	74				557,500	
	75				558,200	
	76				558,900	
	77				559,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		305,500	350,000	399,200	472,400	572,100

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

別表第3 医療局病院経営本部医療職員年俸給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級
		給 料 年 額	給 料 年 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	5,162,400	6,740,400
	2	5,188,800	6,770,400
	3	5,216,400	6,800,400
	4	5,246,400	6,829,200
	5	5,271,600	6,856,800
	6	5,300,400	6,884,400
	7	5,326,800	6,909,600
	8	5,354,400	6,934,800
	9	5,384,400	6,958,800
	10	5,413,200	6,981,600
	11	5,439,600	7,006,800
	12	5,468,400	7,029,600
	13	5,497,200	7,051,200
	14	5,523,600	7,074,000
	15	5,548,800	7,095,600
	16	5,577,600	7,117,200
	17	5,604,000	7,137,600
	18	5,630,400	7,156,800
	19	5,658,000	7,174,800
	20	5,684,400	7,194,000
	21	5,712,000	7,210,800
	22	5,739,600	7,224,000
	23	5,766,000	7,238,400
	24	5,792,400	7,251,600
	25	5,817,600	7,266,000
	26	5,842,800	7,280,400
	27	5,871,600	7,293,600
	28	5,898,000	7,308,000
	29	5,922,000	7,321,200
	30	5,948,400	7,335,600
	31	5,973,600	7,348,800
	32	6,003,600	7,363,200
	33	6,027,600	7,377,600
	34	6,054,000	7,390,800
	35	6,082,800	7,405,200
	36	6,109,200	7,418,400
	37	6,134,400	7,432,800
	38	6,157,200	7,446,000
	39	6,181,200	7,460,400
	40	6,205,200	7,474,800
	41	6,231,600	7,488,000
	42	6,253,200	7,501,200
	43	6,276,000	7,516,800
	44	6,300,000	7,530,000
	45	6,324,000	7,543,200
	46	6,346,800	7,555,200
	47	6,368,400	7,570,800
	48	6,391,200	7,585,200
	49	6,410,400	7,597,200
	50	6,427,200	7,612,800
	51	6,447,600	7,627,200
	52	6,464,400	7,639,200
	53	6,482,400	7,654,800
	54	6,499,200	7,668,000
	55	6,513,600	7,681,200
	56	6,529,200	7,696,800
	57	6,542,400	7,708,800
	58	6,553,200	
	59	6,565,200	
	60	6,576,000	

	61	6,586,800	
	62	6,595,200	
	63	6,602,400	
	64	6,610,800	
	65	6,619,200	
	66	6,626,400	
	67	6,634,800	
	68	6,643,200	
	69	6,650,400	
	70	6,658,800	
	71	6,666,000	
	72	6,674,400	
	73	6,681,600	
	74	6,690,000	
	75	6,698,400	
	76	6,706,800	
	77	6,712,800	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 年 額	基 準 給 料 年 額
		円 5,668,800	円 6,865,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で、別に定めるものに適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。



横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第8号（令和7年3月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「病院経営状況等」を「病院の経営状況等」に、「勤勉手当に加算する額及び支給基準を作成し」を「勤勉手当の加算について」に改め、同条第3項中「（医療局病院経営本部総務課、人事課及び病院経営課職員を除く）」を削り、「50,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第9号（令和7年3月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和2年3月医療局病院経営本部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「995,800円」を「1,054,200円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

人事委員会

---

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第6号（令和7年3月26日揭示済）

企業職員の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

企業職員の任用の特例に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表係長職、課長職、部長職及び局長職の項中「直近1年間の業務実績評価における二次評価者の」を「前年度（昇任年度の総合評価が既に得られている場合は昇任年度）の勤務実績報告における」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月2日から施行する。

---

市会

---

令和7年第1回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 1月28日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1月28日から3月25日までの57日間と決定

- 4 散会時刻 午前10時01分

令和7年第1回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開会日時 2月7日 午前10時00分
  - 2 出席議員 85人
  - 3 会議のてん末 次のとおり
- 
- |          |  |
|----------|--|
| 市報第 22 号 | 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解についての専決処分報告                               |
| 市報第 23 号 | 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告                                       |
| 市報第 24 号 | 変更契約の締結についての専決処分報告   |
| 市報第 25 号 | 民事調停の専決処分報告  |
| 以上4件報告   |  |
|          |  |
| 市報第 26 号 | 令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）についての専決処分報告                                 |
| 市第115号議案 | こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定  |
| 市第116号議案 | 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の制定                                  |
| 市第117号議案 | 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定                                     |
| 市第118号議案 | 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正                                  |
| 市第119号議案 | 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正  |
| 市第120号議案 | 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正 |
| 市第121号議案 | 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正                               |
| 市第122号議案 | 横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正  |
| 市第123号議案 | 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正                     |
| 市第124号議案 | 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正                                  |
| 市第125号議案 | 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正  |

市第126号議案	横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正
市第127号議案	横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正
市第128号議案	横浜市総合保健医療センター条例の一部改正
市第129号議案	横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
市第130号議案	横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正
市第131号議案	横浜市改良住宅条例の一部改正
市第132号議案	横浜市立学校条例の一部改正
市第133号議案	東永谷第751号線等市道路線の認定及び廃止
市第134号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第135号議案	スポーツ施設の指定管理者の指定
市第136号議案	公園の指定管理者の指定
市第137号議案	旧上瀬谷通信施設公園（仮称）パークセンター1新築工事請負契約の締結
市第138号議案	横浜市中心卸売市場食肉市場小動物解体ライン改修工事（食肉機械設備工事）請負契約の締結
市第139号議案	消防救急デジタル無線設備（共通波）更新工事請負契約の締結
市第140号議案	上郷・森の家改修運営事業契約の変更
市第141号議案	横浜文化体育館再整備事業契約の変更
市第142号議案	本牧市民プール再整備事業契約の変更
市第143号議案	万騎が原小学校建替工事（第1工区建築工事）請負契約の変更
市第144号議案	令和6年度横浜市一般会計補正予算（第7号）
市第145号議案	令和6年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）
市第146号議案	令和6年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）
市第147号議案	令和6年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）
市第148号議案	令和6年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）
市第149号議案	令和6年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）
市第150号議案	令和6年度横浜市中心と畜場費会計補正予算

	(第2号)
市第151号議案	令和6年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算(第1号)
市第152号議案	令和6年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算(第1号)
市第153号議案	令和6年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算(第1号)
市第154号議案	令和6年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算(第1号)
市第155号議案	令和6年度横浜市公共事業用地費会計補正予算(第1号)
市第156号議案	令和6年度横浜市市債金会計補正予算(第1号)
市第157号議案	令和6年度横浜市下水道事業会計補正予算(第1号)
市第158号議案	令和6年度横浜市埋立事業会計補正予算(第1号)
水第6号議案	令和6年度横浜市水道事業会計補正予算(第1号)
交第5号議案	令和6年度横浜市自動車事業会計補正予算(第1号)
交第6号議案	令和6年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)
病第3号議案	令和6年度横浜市病院事業会計補正予算(第1号)

以上49件関係常任委員会に付託

市第88号議案	令和7年度横浜市一般会計予算
市第89号議案	令和7年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
市第90号議案	令和7年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第91号議案	令和7年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算
市第92号議案	令和7年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第93号議案	令和7年度横浜市中央卸売市場費会計予算
市第94号議案	令和7年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第95号議案	令和7年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算
市第96号議案	令和7年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

市第97号議案	令和7年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算
市第98号議案	令和7年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第99号議案	令和7年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算
市第100号議案	令和7年度横浜市新墓園事業費会計予算
市第101号議案	令和7年度横浜市風力発電事業費会計予算
市第102号議案	令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算
市第103号議案	令和7年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第104号議案	令和7年度横浜市市債金会計予算
市第105号議案	令和7年度横浜市下水道事業会計予算
市第106号議案	令和7年度横浜市埋立事業会計予算
水第4号議案	令和7年度横浜市水道事業会計予算
水第5号議案	令和7年度横浜市工業用水道事業会計予算
交第3号議案	令和7年度横浜市自動車事業会計予算
交第4号議案	令和7年度横浜市高速鉄道事業会計予算
病第1号議案	令和7年度横浜市病院事業会計予算
市第107号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正
市第108号議案	横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
市第109号議案	横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
市第110号議案	横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正
市第111号議案	横浜市手数料条例の一部改正
市第112号議案	横浜市福祉特別乗車券条例の一部改正
市第113号議案	横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正
病第2号議案	横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
市第114号議案	包括外部監査契約の締結
以上33件審議中	

4 散会時刻 午後4時02分



令和7年第1回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開会日時 2月18日 午前10時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

下水道河川・水道・交通委員会委員1人の補欠選任  
 以上議長指名により選任  
 熊本ちひろ君

新たな都市活力推進特別委員会委員1人の補欠選任  
 以上議長指名により選任  
 熊本ちひろ君

市会運営委員1人の辞任  
 以上即決にて委員森ひろたか君の辞任を許可

市会運営委員1人の補欠選任  
 以上議長指名により選任（坂本勝司君）

市報第 26 号 令和6年度横浜市一般会計補正予算（第6号）  
 についての専決処分報告  
 以上（付託分）委員会報告どおり承認

市第121号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正

市第127号議案 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正

市第128号議案 横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

市第132号議案 横浜市立学校条例の一部改正

市第148号議案 令和6年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

市第153号議案 令和6年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

市第115号議案 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定

市第123号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の

	一部改正
市第137号議案	旧上瀬谷通信施設公園（仮称）パークセンター1新築工事請負契約の締結
市第140号議案	上郷・森の家改修運営事業契約の変更
市第141号議案	横浜文化体育館再整備事業契約の変更
市第142号議案	本牧市民プール再整備事業契約の変更
市第144号議案	令和6年度横浜市一般会計補正予算（第7号）
市第154号議案	令和6年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）
市第116号議案	横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の制定
市第117号議案	横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定
市第118号議案	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正
市第119号議案	特定非営利活動促進法施行条例の一部改正
市第120号議案	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正
市第122号議案	横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正
市第124号議案	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
市第125号議案	横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正
市第126号議案	横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正
市第129号議案	横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正
市第130号議案	横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正
市第131号議案	横浜市改良住宅条例の一部改正
市第133号議案	東永谷第751号線等市道路線の認定及び廃止
市第134号議案	中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
市第135号議案	スポーツ施設の指定管理者の指定
市第136号議案	公園の指定管理者の指定
市第138号議案	横浜市中心卸売市場食肉市場小動物解体ライン改修工事（食肉機械設備工事）請負契約の締結
市第139号議案	消防救急デジタル無線設備（共通波）更新工

	事請負契約の締結
市第143号議案	万騎が原小学校建替工事（第1工区建築工事）請負契約の変更
市第145号議案	令和6年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）
市第146号議案	令和6年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）
市第147号議案	令和6年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）
市第149号議案	令和6年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）
市第150号議案	令和6年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第2号）
市第151号議案	令和6年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）
市第152号議案	令和6年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）
市第155号議案	令和6年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）
市第156号議案	令和6年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）
市第157号議案	令和6年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）
市第158号議案	令和6年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）
水第6号議案	令和6年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）
交第5号議案	令和6年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）
交第6号議案	令和6年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）
病第3号議案	令和6年度横浜市病院事業会計補正予算（第1号）

以上48件（付託分）委員会報告どおり原案可決

議第9号議案	横浜市会個人情報保護に関する条例の一部改正
--------	-----------------------

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第88号議案から	令和7年度横浜市各会計予算及び予算関
-----------	--------------------

市第114号議案まで 係議案  
以上33件審議中

4 散会時刻 午後6時15分

令和7年第1回市会定例会会議事項（第4日）

- 1 開会日時 2月20日 午前10時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第88号議案から 令和7年度横浜市各会計予算及び予算関  
 市第114号議案まで 係議案  
 以上33件それぞれ43人から成る予算第一及び予算第二特別委  
 員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員の選任  
 以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各2人  
 の選挙

以上議長指名により選挙  
 当選人 次のとおり

予算第一特別委員会					
委員長	磯	部	圭	太	君
副委員長	黒	川		勝	君
同	谷	田	部	孝	一
予算第二特別委員会					
委員長	小	松	範	昭	君
副委員長	渡	邊	忠	則	君
同	竹	内	康	洋	君

- 4 散会時刻 午後6時37分

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	予 算 第 一 特 別 委 員 会 委 員		予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員	
自 民	青 木 亮 祐 東 みちよ 磯 部 圭 太 大 桑 正 貴 梶 村 充 川 口 広 黒 川 勝 佐 藤 茂 酒 井 誠	清 水 富 雄 鈴 木 太 郎 田 野 井 一 雄 長 谷 川 琢 磨 伏 見 幸 枝 藤 代 哲 夫 増 永 純 女 山 下 正 人	伊 波 俊 之 助 お さ か べ さ や か 鴨 志 田 啓 介 小 松 範 昭 佐 藤 祐 文 斉 藤 達 也 渋谷 健 白 井 亮 次 瀬 之 間 康 浩	関 勝 則 高 橋 の り み 福 地 茂 松 本 研 山 田 一 誠 横 山 正 人 横 山 勇 太 朗 渡 邊 忠 則
公 明	尾 崎 太 木 内 秀 一 斉 藤 伸 一 高 橋 正 治	武 田 勝 久 中 島 光 徳 望 月 康 弘	安 西 英 俊 市 来 栄 美 子 行 田 朝 仁 久 保 和 弘	竹 内 康 洋 竹 野 内 猛 仁 田 昌 寿 福 島 直 子
立 憲	大 岩 真 善 和 高 田 修 平 中 山 大 輔	森 ひろたか 谷 田 部 孝 一 山 浦 英 太	越 久 田 記 子 か ざ ま あ さ み 田 中 ゆ き	花 上 喜 代 志 藤 崎 浩 太 郎 麓 理 恵
維 新	伊 藤 く み こ 大 山 し ょ う じ	坂 井 太 山 田 桂 一 郎	い そ べ 尚 哉 柏 原 す ぐ る	く し だ 久 子 田 中 紳 一
共 産	宇 佐 美 さ や か 大 和 田 あ き お	白 井 正 子	古 谷 靖 彦 み わ 智 恵 美	
民 主	こ が ゆ 康 弘 二 井 く み よ		熊 本 ち ひ ろ 坂 本 勝 司	深 作 祐 衣
太 田	太 田 正 孝			
井 上			井 上 さ く ら	
無	輿 石 か つ 子			
浜 風			荻 原 隆 宏	
長 え	長 谷 川 え つ こ			
ト モ			大 野 ト モ イ	
横 ラ	関 嵩 史			

令和7年第1回市会定例会会議事項（第5日）

- 1 開会日時 3月11日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第159号議案 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

以上関係常任委員会に付託

- 4 散会時刻 午前10時03分

令和7年第1回市会定例会会議事項（第6日）

- 1 開議日時 3月25日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第88号議案	令和7年度横浜市一般会計予算
以上（付託分）	委員会報告どおり附帯意見を付し原案可決
市第113号議案	横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正
市第102号議案	令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計 予算
市第107号議案	横浜市職員定数条例等の一部改正
市第89号議案	令和7年度横浜市国民健康保険事業費会計予 算
市第90号議案	令和7年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第91号議案	令和7年度横浜市後期高齢者医療事業費会計 予算
市第92号議案	令和7年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第98号議案	令和7年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第101号議案	令和7年度横浜市風力発電事業費会計予算
市第103号議案	令和7年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第106号議案	令和7年度横浜市埋立事業会計予算
市第93号議案	令和7年度横浜市中央卸売市場費会計予算
市第94号議案	令和7年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第95号議案	令和7年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 予算
市第96号議案	令和7年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 予算
市第97号議案	令和7年度横浜市公害被害者救済事業費会計 予算
市第99号議案	令和7年度横浜市自動車駐車場事業費会計予 算
市第100号議案	令和7年度横浜市新墓園事業費会計予算
市第104号議案	令和7年度横浜市市債金会計予算
市第105号議案	令和7年度横浜市下水道事業会計予算
水第4号議案	令和7年度横浜市水道事業会計予算
水第5号議案	令和7年度横浜市工業用水道事業会計予 算
交第3号議案	令和7年度横浜市自動車事業会計予算



- 交第4号議案 令和7年度横浜市高速鉄道事業会計予算  
 病第1号議案 令和7年度横浜市病院事業会計予算  
 市第108号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正  
 市第109号議案 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正  
 市第110号議案 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正  
 市第111号議案 横浜市手数料条例の一部改正  
 市第112号議案 横浜市福祉特別乗車券条例の一部改正  
 病第2号議案 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正  
 市第114号議案 包括外部監査契約の締結  
 以上32件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 市第159号議案 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正  
 以上（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 請願第21号 従来健康保険証の発行存続を求める意見書の提出方について  
 請願第23号 情報公開・個人情報保護制度における電子閲覧の導入について  
 請願第19号 横浜市の保有する情報の公開に関する条例について  
 請願第22号 市庁舎行政棟非常用階段に至る扉の施錠の中止について  
 請願第20号 訪問介護の基本報酬をはじめとする介護報酬の引上げを求める意見書の提出方について  
 以上5件（付託分）委員会報告どおり不採択
- 議第10号議案 横浜市開港記念日条例の制定  
 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 議第11号議案 生活者の家計負担軽減に必要な物価高騰対策に係る財源措置を求める意見書の提出

議第 12 号議案 自治体間で等しい行政サービスの提供を可能とするための税源の偏在是正を求める意見書の提出

議第 13 号議案 核兵器や戦争のない世界の構築に向けて、主導的役割を果たすことを求める意見書の提出

以上 3 件委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第 160 号議案 横浜市教育委員会委員の任命

以上委員会付託を省略、即決にて同意

諮問市第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦

以上委員会付託を省略、即決にて異議のない旨答申

閉会中継続審査

委員会所管事務 24 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後 5 時 27 分